

メールマガジンなど

- 毎週木曜発信～ メールマガジン「Do・Ryoku」
 - ・感染状況や感染防止対策、各種支援等の総合情報を発信
- 不定期発信～ ブログ「超！！旬ほっかいどう」
 - ・道からの要請内容を情報発信（期間内13回発信）
- 不定期発信 メールマガジン「NHSニュース」（新北海道スタイル推進協議会）
 - ・感染防止対策への協力呼びかけや取組事例紹介など、会員へ発信（期間内11回配信）

ポスター・チラシの作成・配布

- 1月15日（金）～ 啓発ポスターを作成、配布
 - ・道の対策に併せて啓発ポスターを作成、駅・空港・応援団企業等へ配布（計15回、515箇所）

広報広聴推進会議

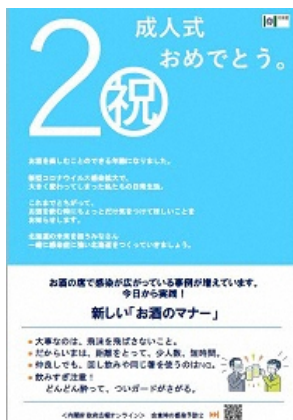
- 2月 第2回 広報広聴推進会議（書面開催）
 - ・前年8月31日開催の第1回会議議題「新型コロナウイルス感染症に関する広報について」に対するご意見を反映した取組事例を報告（報告事例）
 - ・コロナの影響を受けた道産一次産品を応援するために若手職員による動画を作成 等



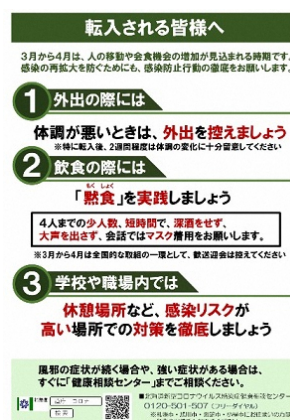
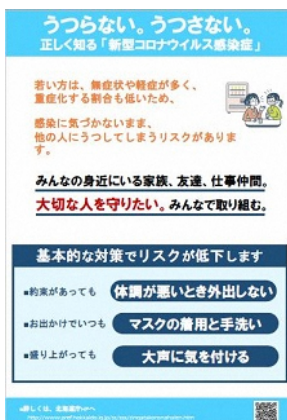
<新千歳空港サイネージ>

普及啓発の主な取組

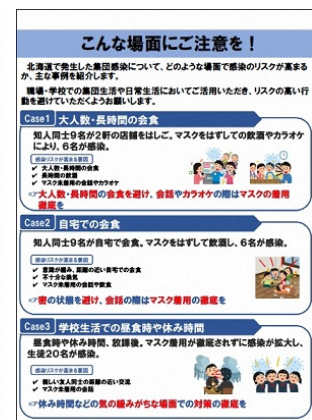
- 新成人へ向けた感染防止対策の啓発
 - ・成人式の参加者に感染防止啓発チラシを配布（1月、5月）
- 人の移動が増加する年度末・年度始めに向けた普及啓発
 - ・札幌駅において感染防止対策の実践を呼びかけ（3月27日）
 - ・転入者向け啓発チラシを各市町村の転入手続き窓口にて配布（3月、4月）
 - ・大学等の入学生に啓発チラシを配布（4月）
 - ・コロナ感染防止啓発パネル展を開催（4月～）



<成人式用チラシ>



<転入者用チラシ>



普及啓発の主な取組

■ 飲食の場面等に関する注意喚起

- ・飲食店などで活用できる黙食の啓発資材をホームページに掲載(3月)
- ・飲食の場面での注意を呼びかける動画をSNSで発信(3月、4月)
- ・「やべーべや」の黙食・黙浴ポスターをホームページに掲載(3月)
- ・MONOテク(北海道立高等技術専門学院)が作成した黙食・黙浴・黙脱衣ポスターのホームページへの掲載(5月)



< 黙食チラシ >



< 4コマ漫画動画 >



< 黙浴ポスター >



< 黙脱衣ポスター >

感染傾向の把握

■ 事業所での感染例

- 複数の事業者が使用する仮事務所(プレハブ等)の例
 - ・作業現場などで複数の事業者が共用する事務所(トイレや洗面所等共有)内
 - > [対策] 親会社を中心となり、事務所内での感染予防対策を徹底

■ 旅行(帰省)での感染例

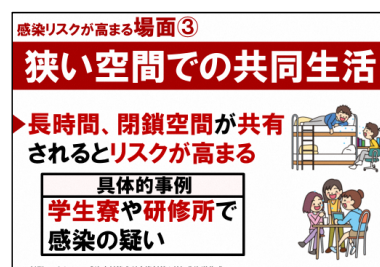
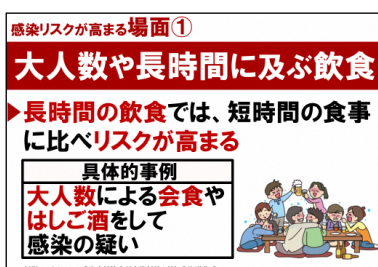
- 道内外から(への)出張や帰省の例
 - ・帰省し、久しぶりに会う親族と実家などで会食
 - ・会議等で出張し、普段会わない他地域の職員と懇親会など

■ 職場・学校での感染例

- 既に症状があるにも関わらず出勤(登校)する例
 - ・症状が出てから数日間勤務するため接触者が増える
 - > [対策] 職場として症状がある者の休暇を徹底
出勤後、症状が出た場合の報告と早退を徹底

- 学校の部活動(練習試合、大会参加等)の例
 - ・道内、道外への遠征、外部からの指導者
 - > [対策] 部活動における感染予防対策を徹底

その他、本年4月に「集団感染事例集」を取りまとめ、HP等を通じて情報発信。
 なお、感染リスクが高まる場面については、知事記者会見においても発信。



< 知事記者会見におけるデジタルサイネージを活用した情報発信 >

4. 検査体制の状況

地域外来・検査センターの設置

設置時期	設置場所
令和2年 5月～	札幌市①、苫小牧市、函館市
令和2年 6月～	江別市
令和2年 7月～	千歳市、札幌市②
令和2年 8月～	北見市
令和2年 9月～	北広島市、室蘭市
令和2年10月～	帯広市、石狩市
令和2年11月～	旭川市、恵庭市、小樽市①※、札幌市③、釧路市
令和2年12月～	美幌町、小樽市②※
令和3年 6月～	札幌市④
合 計	17か所 ※小樽市に設置した2か所は、令和3年3月末で廃止。

注) ○付き数字は同一市内での設置か所目を示している。

R3.6.30現在

PCR検査等可能数

(単位:件)

検査機関		1日当たりの検査可能検体数		
		12/31現在	4/30現在	6/30現在
衛生研究所 ・ 保健所	道立衛生研究所	340	440	440
	道立保健所(10か所)※	300	800	800
	札幌市衛生研究所	120	120	120
	旭川市保健所	30	30	150
	函館市衛生試験所	40	100	170
	小樽市保健所	20	100	120
	小 計	850	1,590	1,800
医療機関		1,450	2,020	2,740
民間検査機関等		1,270	3,350	5,110
合 計		3,570	6,960	9,650

※岩見沢、倶知安、室蘭、苫小牧、渡島、上川、稚内、北見、帯広、釧路

R3.6.30現在

発熱者等診療・検査医療機関

(発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関の指定)

指定時期	指定診療・検査医療機関数
令和2年12月31日現在	759か所
令和3年3月31日現在	844か所
令和3年6月30日現在	866か所

<2次医療圏別の医療機関数内訳(令和3年6月30日現在)>

(単位:か所)

南渡島	南檜山	北渡島檜山	札幌	後志	南空知	中空知
92	3	6	387	74	26	9
北空知	西胆振	東胆振	日高	上川中部	上川北部	富良野
4	30	12	13	57	9	7
留萌	宗谷	北網	遠紋	十勝	釧路	根室
7	12	32	4	46	30	6

デルタ株の検査状況

期間	スクリーニング検査数	デルタ株 疑い事例	スクリーニング 検査陽性率(※)
6/29~7/5	208	2	1.0%
7/6~12	267	71	28.1%
7/13~19	373	145	41.1%
全道分累計 (6/4~7/19)	2013	219(38) 【うち札幌市 155】	11.6%

※スクリーニング検査数から検出不能な検体数を除いて陽性率を算出

※()書きは、うち確定数

5. 医療提供体制の状況

入院

(単位：床)

3次医療圏	即応病床数(うち重症者用)								フェーズ
	2/1 ~2/28	3/1 ~3/31	4/1 ~4/27	4/28 ~5/5	5/6 ~5/9	5/10 ~5/31	6/1 ~6/15	6/16 ~7/11	
道南	105 (11)	106 (11)	106 (11)	106 (11)	106 (11)	179 (29)	187 (30)	187 (30)	②3/1~ ③5/10~
道央	606 (55)	684 (55)	673 (68)	673 (68)	850 (80)	850 (80)	1,039 (73)	1,146 (79)	②11/9~ ③5/6~
道北	207 (22)	207 (22)	200 (22)	200 (22)	200 (22)	345 (29)	302 (18)	302 (18)	②11/9~ ③5/10~
オホーツク	75 (3)	48 (3)	48 (3)	58 (3)	58 (3)	114 (3)	126 (3)	126 (3)	②11/18~ ①3/1~ ②4/28~ ③5/10~
十勝	120 (8)	120 (4)	120 (4)	120 (4)	120 (4)	125 (11)	125 (11)	125 (11)	②11/12~ ①3/1~ ③5/10~
釧路・根室	79 (6)	80 (6)	86 (6)	86 (6)	86 (6)	196 (10)	202 (10)	202 (10)	②11/18~ ③5/10~
個別要請 (※札幌圏)	99	—	49	49	—	—	—	—	③相当 札幌圏11/18~2/28 札幌市4/1~5/5
全道合計	1,291 (119)	1,245 (101)	1,282 (114)	1,292 (114)	1,420 (126)	1,809 (162)	1,981 (145)	2,088 (151)	

※札幌圏：札幌市・江別・千歳保健所管内

□フェーズ1 □フェーズ2 ■フェーズ3相当 ■フェーズ3

R3.7.11現在

宿泊療養施設

	圏域	開設期間	所在地	受入可能数 R3.7.5現在
1	道央	R2.5.8~	札幌市	670名
2		R2.11.13~	札幌市	330名
3		R2.11.20~	札幌市	270名
4		R3.5.24~	札幌市	230名
5		R3.6.23~	札幌市	260名
6	道北	R2.11.25~	旭川市	90名
7		R3.6.1~	旭川市	110名
8	道南	R2.11.27~	函館市	110名
9		R3.4.1~	函館市	220名
10	十勝	R2.11.30~	帯広市	190名
11	オホーツク	R2.12.25~	北見市	55名
12	釧路・根室	R2.12.25~	釧路市	120名

【R2.12月末】合計 1,835名 → 【R3.7.5現在】合計 2,655名

6. ワクチンの接種状況

ワクチン(概要)

- 新型コロナワクチンの接種は、予防接種法に基づき、市町村が実施するもので、実施医療機関は、市町村との契約により実施しています。
- ワクチン接種は、本人の自発的意思に基づくものであり、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応は許されないものです。

区分	ファイザー社製	モデルナ社製	アストラゼネカ社製
ワクチンの種類	m-RNAワクチン		ウイルスベクターワクチン
接種回数	2回 (21日間隔)	2回 (28日間隔)	2回 (28～84日間隔)
接種対象年齢	12歳以上		原則40歳以上
主な用途・対象者等	個別接種 集団接種	集団接種 職域接種	アレルギー等でm-RNAワクチンを接種できない方、海外でAZワクチンを1回接種済みの日本在住者など
道への供給量(予定含む)	719万回分 (9月末まで)	89万回分 (8月29日まで)	1,000回分 (9月末まで)

○アストラゼネカ社製ワクチン(AZワクチン)は、8月3日から予防接種法上の臨時接種に位置づけ。

同ワクチンについては、各都道府県に「AZワクチン接種センター」を少なくとも1カ所設置し、接種体制を整えることとされており、道においては、当面、「北海道ワクチン接種センター」を国へ登録し、8月30日から接種希望者の登録を開始。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(9/1現在)

区分	第1回目		第2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	2,509,271	48.0%	2,012,211	38.5%
(参考) 全国	63,338,755	50.0%	50,469,090	39.9%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種回数は含まない。道の数値は道HP公表値、全国の数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。

なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 年齢区分別接種状況(9/1現在)

区分	道内の接種対象人口(人)	道内の接種率		備考
		1回目	2回目	
12～19歳	344,205	14.1%	7.5%	※全国の65歳以上接種率 1回目 89.0% 2回目 87.0%
20～29歳	461,395	27.3%	17.6%	
30～39歳	545,877	29.1%	18.4%	
40～49歳	733,566	36.2%	22.1%	
50～59歳	697,270	53.6%	30.6%	
60～64歳	338,612	71.0%	47.2%	
65歳以上	1,668,858	88.6%	85.4%	

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の各年齢区分別人口に対する割合(医療従事者等の接種回数を含む。数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

3 一般接種の状況(「北海道ワクチン接種センター」の運営継続について)

接種会場	ホテルエミシア札幌(札幌市厚別区厚別中央2条5丁目)
対象地域	石狩振興局管内の全市町村 (札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村)
受付開始	令和3年(2021年)8月18日(水)～
接種開始	令和3年(2021年)8月23日(月)～ ※週2回(火曜・金曜)、夜間接種(～19:30)を実施
対象者	居住市町村が実施する集団接種の受付要件に応じ順次拡大 ※ただし、16歳以上に限る
接種回数	当面、週4千回程度の予定(武田/モデルナ社製ワクチン)
協力機関	北海道医師会、札幌医科大学、北海道薬剤師会、北海道看護協会、道立病院局(コドモックル)

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

4 ワクチンの供給状況(単位:箱数)

○ファイザー社製ワクチン第14-2クール【調整枠】の道への配分を8/31に決定。職域接種等も考慮し、15クール配分時に接種対象人口の8割程度となることを基本に配分予定量を整理。

ファイザー社製 ワクチン	第1～13 クール (4/5～9/12)	第14 クール (9/13～9/26)	【調整枠】 第14-2 クール (9/20～9/26)	第15 クール (予定) (9/27～10/10)	計	【調整枠】 15-2 クール (10/4～10/10)
全国配分 A	118,085	9,243	1,557	9,173	138,058	未定
道内市町村 希望量 B	7,796	607	—	538	8,941	道において希望量の根拠となるデータ等を示した上で、国のヒアリングを経て配分量が決定。
道への配分 C	5,056	434	57	434	5,981	
道シェア C/A	4.3%	4.7%	3.7%	4.7%	4.3%	
充足率 C/B	64.9%	71.5%	—	80.7%	66.9%	

※上記のほか、集団接種会場及び職域接種にモデルナ社製ワクチンが配分されている。

【ワクチンの市町村間融通(8月31日現在)】

7月末以降、本庁指揮室と振興局で協力・連携し、ファイザー社製ワクチンを、20市町村から12市町村に、合計11,784回分(約10箱相当)を融通。

7. 休業要請及び営業時間短縮等の協力要請

◆休業要請及び営業時間短縮等の協力要請の変遷

(1) 集中対策期間における協力要請

- ① 1/16～2/15
- ② 2/16～2/28

(2) 感染の再拡大防止期間中の札幌市内における協力要請

- ③ 4/27～5/5
- ④ 5/6～5/11

(3) まん延防止等重点措置における営業時間短縮等要請

- ⑤ 5/12～5/15

(4) 緊急事態措置における休業要請及び営業時間短縮等要請

- ⑥ 5/16～5/31
- ⑦ 6/1～6/20

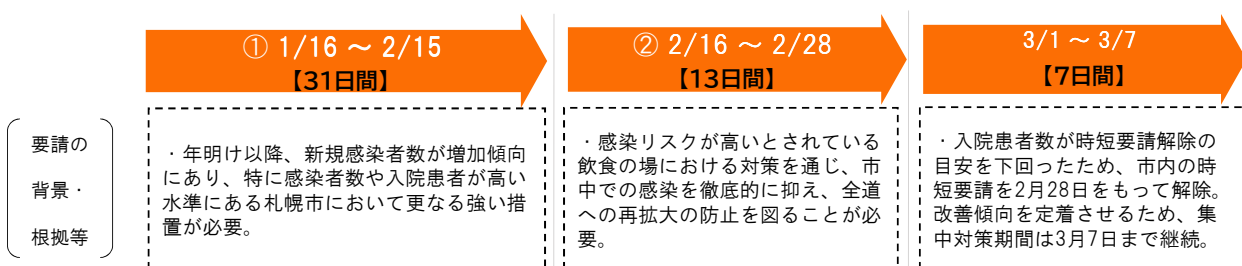
(5) まん延防止等重点措置における営業時間短縮等要請

- ⑧ 6/21～7/11

◆要請に係る支援金の概要等

(1) 集中対策期間における協力要請（R3.1.16～R3.2.28）

■ 集中対策期間において、急激に感染拡大している札幌市内の対策を強化するため、特措法第24条第9項に基づき、接待を伴う飲食店等に対して休業要請及び営業時間短縮等の協力を要請。



■ 休業要請

区域	—	—	—
施設	—	—	—

■ 営業時間短縮 ※営業時間は午前5時から午後10時まで

区域	札幌市内	札幌市内（全域）	—
施設	全域：接待を伴う飲食店 すすきの地区※1：飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等	—

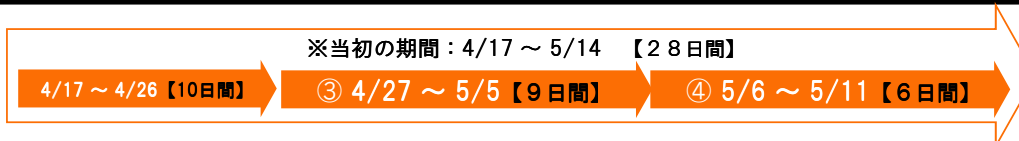
■ 酒類提供時間短縮

区域	—	—	—
施設	—	—	—

※1 南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域

(2) 感染の再拡大防止期間中の札幌市内における協力要請

■ 札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じるとともに、GW特別対策として、札幌市内全域の飲食店等について時短を要請



要請の背景・根拠等

・札幌市は、人の往来が活発であり、また、札幌の医療のひっ迫は、全道の医療提供体制にも大きな影響を及ぼすことから、市内の感染拡大を防ぎ、全道の感染拡大につながらないよう、札幌市については、4月17日から道の警戒ステージ4相当とし、対策を強化するとともに、4月27日以降、飲食店等に対する時短要請を実施。
 ・さらに、非常事態ともいえる医療の状況を踏まえた追加対策として、5月6日以降時短要請の強化を実施。

5月9日～5月31日

札幌市内を対象にまん延防止等重点措置

↓

飲食店等への時短等の要請は、5月12日から同措置に基づく要請に移行

■ 休業要請

区域	—	—	—
施設	—	—	—

■ 営業時間短縮

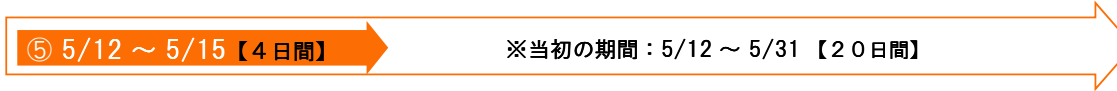
区域	—	札幌市内（全域）	札幌市内（全域）
施設	—	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等 ※午前5時から午後9時まで	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等 ※午前5時から午後8時まで

■ 酒類提供時間短縮

区域	—	札幌市内（全域）	札幌市内（全域）
施設	—	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等 ※午前5時から午後8時まで	飲食店、カラオケ店、料理店、食堂等 ※午前11時から午後7時まで

(3) まん延防止等重点措置における時短等要請

■ 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえ、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法第31条の6第1項などに基づき、措置区域である札幌市内全域の飲食店等について時短等を要請



5月16日～5月31日

北海道が緊急事態措置区域に追加

↓

飲食店等への時短等の要請は、5月16日から同措置に基づく要請に移行

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く） 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない ◆ 営業時間は、午前5時から午後8時まで ◆ 次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインを遵守する <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査を推奨する ・入場者の感染防止のための整理・誘導を行う ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる など

② 飲食店等以外への要請

対象施設	商業施設（生活必需物資を除く）、遊技施設、遊興施設、サービス業（生活必需サービスを除く）、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設、博物館等
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない ◆ 営業時間は午後8時（イベント開催等は午後9時）までとする ※1000㎡超は要請、1000㎡以下は協力依頼 ◆ 入場者の整理誘導等を徹底する ◆ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する ◆ 人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内 ※イベントに準じた取扱いを要請する施設等（劇場等、集会・展示施設など）

(4) 緊急事態措置における時短等要請〔特定措置区域〕

■国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法第45条及び第24条により、特定措置区域の飲食店等について時短等を要請（特定措置区域：石狩振興局管内市町村、小樽市、旭川市）

⑥ 5/16～5/31 【16日間】

⑦ 6/1～6/20 【20日間】

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く） 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	◆休業とする ※酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く） ◆営業時間は5時から20時まで ※上記以外の飲食店 ◆手指消毒設備の設置や施設の換気などの感染防止対策を実施する ◆業種別ガイドラインを遵守する ◆結婚式場においては飲食店と同様の要請に従うこと など

② 飲食店等以外への要請

対象施設	商業施設(生活必需物資を除く)、遊技施設、遊興施設、サービス業(生活必需サービスを除く)、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設、博物館等
要請内容	◆営業時間は午後8時（イベント開催等は午後9時）までとする ※1000㎡超は要請、1000㎡以下は協力依頼 ◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない ◆入場者の整理誘導等を徹底する ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。 ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内 ※イベントに準じた取扱いを要請する施設等（劇場等、集会・展示施設など）

(4) 緊急事態措置における時短等要請〔措置区域〕

■国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、特措法第24条により、措置区域の飲食店等について時短等を要請（措置区域：特定措置区域以外の市町村）

⑥ 5/16～5/31 【16日間】

⑦ 6/1～6/20 【20日間】

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く） 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	◆営業時間は5時から20時まで ◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで ◆業種別ガイドラインを遵守する ◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない ※6/1～6/20要請のみ

② 飲食店等以外への要請

要請内容	◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する
------	------------------------------------------------------

(5) まん延防止等重点措置における時短等要請〔措置区域〕

■国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、人と人との接触機会を抑えるため、特措法第31条の6第1項などに基づき、措置区域の飲食店等について時短等を要請
(措置区域：札幌市)

⑧ 6/21～7/11 【21日間】

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は、5時から20時まで ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から19時まででできることとし、要件を満たさない店舗については酒類の提供を行わない ※同一グループ入店は原則4人以内、アクリル板等の設置、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用推奨 など ◆従業員への検査推奨、入場者の整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止など感染防止対策を実施する ◆飲食を主として業としている店舗等ではカラオケ設備の利用を行わない ◆業種別ガイドラインを遵守する

② 飲食店等以外への要請

対象施設	商業施設(生活必需物資を除く)、遊技施設、遊興施設、サービス業(生活必需サービスを除く)、劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設、博物館等
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は午後8時(イベント開催等は午後9時)までとする ※1000㎡超は要請、1000㎡以下は協力依頼 ◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)及びカラオケ設備の利用を行わない ◆入場者の整理誘導等を徹底する ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内 ※イベントに準じた取扱いを要請する施設等(劇場等、集会・展示施設など)

(5) まん延防止等重点措置における時短等要請〔経過区域〕

■国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、人と人との接触機会を抑えるため、特措法第31条の6第1項などに基づき、措置区域の飲食店等について時短等を要請
(経過区域：札幌市を除く石狩振興局管内市町村、小樽市、旭川市)

⑧ 6/21～7/11 【21日間】

① 飲食店等への要請

対象施設	〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から21時まで ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は11時から20時まで ◆従業員への検査推奨、入場者の整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止など感染防止対策を実施する ◆業種別ガイドラインを遵守する ◆飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない

② 飲食店等以外への要請

※措置区域、経過区域を除く全市町村が対象

要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆特に経過区域では、入場の整理など、感染防止対策を一層徹底する ◆感染防止対策が徹底されていない場合、カラオケ設備の提供を行わない
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

要請に係る支援金の概要等

区 分	要 請 期 間		対 象 施 設	対 象 地 域	支 援 金 (単価等)
①	1/16~2/15	(31日間)	接待を伴う飲食店等	札幌市 〔すすきの地区のみを含む〕	一律62万円(2万円/日)
②	2/16~2/28	(13日間)	飲食店、カラオケ店等	札幌市	一律26万円(2万円/日)
③	4/27~5/5	(9日間)	飲食店、カラオケ店等		中小2.5~7.5万円、大企業20万円
④	5/6~5/11	(6日間)	飲食店、カラオケ店等		中小3~10万円、大企業20万円
⑤	5/12~5/15	(4日間)	飲食店、カラオケ店等		中小3~10万円、大企業20万円
			1000㎡超の大規模施設等		大規模20万円/1000㎡×時短率 テナント2万円/100㎡×時短率
⑥	5/16~5/31	(16日間)	飲食店、カラオケ店等	札幌市を含む 特定措置区域	中小4~10万円、大企業20万円
				措置区域	中小2.5~7.5万円、大企業20万円
			1000㎡超の大規模施設等	札幌市を含む 特定措置区域	大規模20万円/1000㎡×時短率 テナント2万円/100㎡×時短率
⑦	6/1~6/20	(20日間)	飲食店、カラオケ店等	札幌市を含む 特定措置区域	中小4~10万円、大企業20万円
				措置区域	中小2.5~7.5万円、大企業20万円
			1000㎡超の大規模施設等	札幌市を含む 特定措置区域	大規模20万円/1000㎡×時短率 テナント2万円/100㎡×時短率
⑧	6/21~7/11	(21日間)	飲食店、カラオケ店等	札幌市	中小3~10万円、大企業20万円
				経過区域	中小2.5~7.5万円、大企業20万円
			1000㎡超の大規模施設等	札幌市	大規模20万円/1000㎡×時短率 テナント2万円/100㎡×時短率

8. 生活困窮者対策

(1) 生活福祉資金特例貸付の貸付状況

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方々などを対象とした生活福祉資金の特例措置に対して、これまで280億円を超える予算を措置しており、貸付実績では、特例貸付が開始された昨年3月25日から直近の6月末で、約99,000件、約341億となっている。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前後による比較)

	令和元年度		令和2年度		増減 ②-①
	① ※2	※2	② ※3	※3	
件数 ※1	146件		71,393件		71,247件
貸付金額※1	12,956千円		23,414,516千円		23,401,560千円
				令和3年6月末まで累計	
				99,349件	
				34,063,137千円	

※1 緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付分・延長貸付分・再貸付分)を合計した件数及び貸付金額。

※2 令和元年度は特例貸付実施前の本則運用分。

※3 令和2年度は、特例貸付が開始された令和2年3月25日から令和3年3月末までの数。

(2) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

■ 自立相談支援事業の相談件数

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する自治体の自立相談支援機関において、生活に困窮される方々からの様々な相談に対応している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前後による比較)

	令和元年度 ①	令和2年度 ②	増減 ②-①
新規相談件数 (全道)	8,849件	26,064件	17,215件

■ 住居確保給付金の支給状況

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、昨年の4月20日から、「休業等に伴い収入が減少し、住居を失うおそれがある世帯」に対しても、家賃相当額を給付してきており、令和元年度と令和2年度の全道の支給決定世帯数及び金額の比較では、それぞれ約28倍、約48倍と大幅に増加している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前後による比較)

	令和元年度 ①	令和2年度 ②	増減 ②-①
件数	96件	2,718件	2,622件
支給額	9,615千円	462,068千円	452,453千円

(3) 生活保護の申請状況

- ・ 全道の保護申請件数は、令和元年度は15,447件、令和2年度は15,375件と72件減少している。

- 令和元年度から令和2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響等を考慮した生活福祉資金の特例貸付など、生活を支えるための各種支援策により、社会経済情勢が厳しい状況にある中であっても、人口減少などによる影響も想定されるが、生活保護申請の増加に繋がっていないものと考えられる。

(4) ひとり親世帯への支援

- 令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給した。

<支給対象者>

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金等を受給していることにより、上記手当の支給を受けていないが、収入が支給制限限度額を下回っている者
- ③ 上記手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、その収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者

<北海道及び道内各市の支給実績> ※政令市・中核市を除く

- ・上記対象者への基本給付の支給実績(延べ支給世帯数)は次のとおり
対象者① 50,686世帯 (支給総額 3,322,580千円)
対象者② 1,989世帯 (支給総額 126,360千円)
対象者③ 2,563世帯 (支給総額 170,510千円)
- ・上記対象者①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した者に対する追加給付の支給実績 9,715世帯(支給総額 485,750千円)

- 上記支給実績より、約1万世帯が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変している現状が明らかとなっている。

9. 今後の対応方向

(1) 感染防止対策と医療提供体制の確保

《主な課題》

(対策の基準等)

- ・明確な数値基準を示し、分かりやすく対策を行うことが必要

(効果的な情報発信)

- ・対策の長期化による疲れや慣れがある中、対策の必要性の根拠や解除の基準などを分かりやすく示すことや、道民の行動変容を促すような情報発信が必要
- ・感染拡大傾向にある若年層や療養者の職場復帰の際の正しい理解啓発が必要
- ・首都圏をはじめとした感染拡大地域からの来道者を通じた感染拡大が懸念

(検査・医療提供体制の整備)

- ・感染力の強いデルタ株の拡大により増加している感染者の早期把握
- ・増加傾向にある自宅療養者への対応
- ・医療提供体制のひっ迫度合いを道民に適確に伝えることが必要
- ・検査体制の拡充やワクチン接種と合わせた効果的な治療薬の供給

【対応の方向性】

■ 対策の基準等

- 国とのステージ分類や指標の統一について必要な見直しを行ったところであり、今後、国の検討状況を踏まえて、改めて適切な見直しを実施
- 道の警戒ステージに基づき適切な運用を図るとともに、ステージの指標に加え、年代別の感染者数や集団感染の発生状況など、様々なデータについて、日々、モニタリングを行いながら、道内の感染状況や医療提供体制について分かりやすく情報発信するとともに、時機を逸することなく必要な対策を実施

■ 効果的な情報発信

- 記者会見での知事の呼びかけ、あらゆる広報ツールの活用、専門的知見を活用した効果的な手法の検討などにより、対策の必要性や効果を丁寧に説明し、対策への理解と協力を得られるよう分かりやすく情報発信
- 国や専門家等が示している正しい情報の発信など、コロナ感染症に関する普及啓発を実施
- 都道府県間の移動自粛について、国による呼びかけや道外空港での搭乗前モニタリング検査の継続的な実施などを知事会を通じて国へ要請するとともに、SNSを活用した広報などによる来道者への積極的な普及啓発を実施

■ 検査・医療提供体制の整備

- 感染者が、必要な医療や適切な療養が受けられるよう、今後も地域の医療提供体制の状況を踏まえ、医療資源を有効に活用しながら、地域の実情に即した病床や宿泊療養施設の確保、訪問診療・オンライン診療等の在宅医療や外来医療体制の整備、臨時医療施設のあり方などを総合的に検討
- ワクチン接種と並行して、迅速な行政検査の実施や、抗原簡易キットなどの有効活用を図り、感染拡大防止に努める
- 三次医療圏毎の医療提供体制の状況など、データを用いた正確な情報発信
- 重症化予防に効果があるとされる抗体カクテル療法について、医療機関による実施を支援するとともに、安定供給されるよう国に要望

(2) 日常生活と社会経済活動

《主な課題》

(日常生活や事業継続への支援)

- ・長期に及ぶ対策による日常生活や経済活動への影響へのきめ細かな対応が必要
- ・全道一様ではない感染状況や地域の実態などを踏まえた経済活動の再開の検討が必要

(北海道スタイルの見直し)

- ・感染症への対応が長期化する中、新たな知見や変異株への置き換えなどを踏まえ、北海道スタイルの見直しが必要

(学校教育の対応)

- ・児童生徒の感染拡大や、部活動で多数発生している集団感染を踏まえた学校現場における対策の徹底が必要
- ・感染拡大に伴う学校の休業等に対応するための、オンライン学習の体制整備（設備面・指導面）が必要

【対応の方向性】

■ 日常生活や事業継続への支援

- コロナ禍で生活に困窮する方々に対する生活福祉資金の特例貸付や生活困窮者自立支援事業による住居確保給付金の支給、相談対応など、生活支援が必要な方々を継続的に支援
- 売上が減少した事業者への支援金給付や休業等要請への協力支援金支給、感染防止対策への支援、制度融資などにより、幅広い事業者を継続的に支援
- 全道及び各圏域の感染状況等を慎重に見極め、効果的なタイミングでの消費喚起策を段階的に実施

■ 北海道スタイルの見直し

- 北海道スタイルの実践状況をわかりやすく「見える化」するなど、北海道スタイルの理解と実践をより一層促進
- ワクチン接種の進展や変異株の拡大なども踏まえ、「北海道スタイル」の新たな展開を検討

■ 学校教育の対応

- 児童生徒やその家族の感染を即時に把握し、幅広い休業を実施することにより、学校における感染拡大と集団感染の防止を徹底、必要に応じて検査キットを活用
- 1人1台端末を活用したオンライン学習を積極的に実施するよう、各市町村や各学校の実情に応じて個別に指導・助言

(3) 今後を見据えた取組

《主な課題》

(ワクチン接種の推進)

- ・市町村等における円滑なワクチン接種の推進と接種後における感染防止行動への注意喚起
- ・誤った情報の拡散などによる若年層のワクチン接種への理解不足

(児童生徒の学びの保障)

- ・児童生徒への感染が普通に起こりえるという前提のもと、感染拡大防止や教育活動の継続に向けた方策の検討が必要

(出口戦略の検討)

- ・対策期間が最も長い地域のひとつである本道ができる限り日常生活・経済を取り戻すための議論を今から行うことが必要

【対応の方向性】

■ ワクチン接種の推進

- 市町村間のワクチンの融通を道が積極的に調整するとともに、ワクチンの安定供給について、道独自や全国知事会など、あらゆる機会を通じて国へ要望
- ワクチン接種後の基本的な感染防止対策の必要性について周知を徹底
- ワクチン接種の意義や効果と副反応、接種の有無による差別防止への留意などについて、正しい理解が得られるよう、大学と連携して取り組むなど、若年層に向けたワクチン接種の促進等に係る広報活動を実施

■ 児童生徒の学びの保障

- 児童生徒の学びの保障や持続可能な感染防止対策について、改めて検討するとともに、ICTを最大限に活用したアフターコロナにおける学校教育のあり方を検討

■ 出口戦略の検討

- 国では、基本的対処方針において、ワクチン接種率の向上がもたらす、感染レベルや医療負荷への影響、社会経済活動の変化等、今後の見通しについて、技術実証等を行いながら検討を進めることとしている
- 道では、こうした国の動向を注視するとともに、感染状況やワクチン接種の進捗、地域の状況などを踏まえ、有識者や専門家の意見を伺いながら、日常生活の回復と社会経済活動の段階的な再開について検討